

伝統工芸品等産業後継者人材発掘業務委託 企画提案募集要領

1 目的

この要領は、伝統工芸品等産業後継者人材発掘業務委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務

(1) 業務名

伝統工芸品等産業後継者人材発掘業務委託

(2) 業務の内容

【別添1】「伝統工芸品等産業後継者人材発掘業務委託基本仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

(4) 提案上限額

2,107,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3 応募資格及び失格事由に関する事項

(1) 応募資格

応募できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 指定の期日までに伝統工芸品等産業後継者人材発掘業務委託企画提案参加申込書（様式第1号）を提出していること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと
- ③ 山形県税（県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと
- ④ 参加資格確認日（参加表明書、企画提案書の提出期限の日）から落札決定日（契約交渉の相手方から見積もりを徴収し契約の相手方を決定する日）までの期間中のいずれの日においても山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置及び山形県競争入札参加資格者非指名要領に基づく非指名措置を受けていないこと
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- ⑥ 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるこ

と

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること

⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと

⑧ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加していること（加入する義務のないものを除く。）

(2) 失格事項

次の各号の一に該当する場合、その提案に係る参加者は失格とする。

① 参加表明書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

② 参加表明書等の作成様式及び記載要領に示された条件に適合しないもの

③ 参加表明書等に記載すべき全部又は一部が記載されていないもの

④ 参加表明書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

⑤ 参加表明書等に虚偽の内容が記載されているもの

⑥ 本書に定められた以外の手法により、審査委員又は関係者に企画提案に関する援助を直接的、間接的に求めた場合

4 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数

① 参加申込書（様式第1号）：1部

② 事業者概要書（様式第2号）：6部

添付書類は以下の5種類とし、複写したものでも差し支えない。

ただし、次のウからオについては、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第5項に定める競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、提出する必要はない。

ア 「類似業務の実績」がある場合は、記載内容を証明できる書類（契約書（仕様書含む）等）の写し

イ 業務概要がわかるパンフレット等

ウ 法人の履歴事項全部証明書（提出日において発行の日から3箇月以内のもの）、定款又は寄付行為、直近の決算書又はこれに類する書類

エ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明する書類（非課税のものを除く。）

※ 山形県税 山形県に収めるべき税に未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（各総合支庁の発行する直近の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のもの。）

※ 消費税及び地方消費税 消費税及び地方消費税の納税証明書（本社所在地管轄の税務署が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のもの。）

オ 社会保険・労働保険加入状況一覧表及び社会保険・労働保険の加入状況を確認できる書類の写し

③ 企画提案書（様式第3号）：正本1部、副本5部

以下の書類を添付すること。

ア 実施体制（様式第3号の別紙）

事業の管理責任体制や人員配置が分かる組織図を添付すること。

イ 企画提案説明書（様式任意）

・ A4判片面刷（多色仕上げ可）とし、各ページ下部に通し番号を印字し左上とじとすること。

・ 説明上やむを得ない場合、A3判も可とするが、この場合、該当用紙は折り込み、A4判の大きさにすること。

・ 実施スケジュール

・ 【別添2】 企画提案評価基準に沿った提案を行うこと。

④ 経費見積書（様式は任意とするが、積算根拠を明らかにすること）

：正本1部、副本5部

(2) 提出期限

① 参加申込書（様式第1号）及び事業者概要書（様式第2号）

令和6年5月13日（月）午後5時15分

② 企画提案書（様式第3号）及び経費見積書（様式任意）

令和6年5月22日（水）午後5時15分

(3) 提出先

「10 担当部局」に同じ

(4) 提出方法

郵送のみとする。配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

(5) その他

提案は1事業者につき、1提案とする。

5 質問及び回答

(1) 企画提案書の作成に係る質問等は、「伝統工芸品等産業後継者人材発掘業務委託に係る企画提案作成に関する質問書」（様式第4号）により行うものとする。

(2) 質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「伝統工芸品等産業後継者人材発掘業務委託への問合せ」として、「10 担当部局」あてに送信すること。また、電子メールを送る際には事前に「10 担当部局」へ電話連絡を行うこと。

(3) 質問書の受付期限は令和6年5月9日（木）午後5時15分までとする。

(4) 質問への回答は、参加申込書提出者全てに電子メールにて行うものとし、電話・口頭による個別対応は行わない。

ただし、参加申込書提出者の独自企画に関わることなどについては、当該質問をした者のみに回答する。

6 審査方法及び評価基準等

(1) 審査は、山形県が設置する「伝統工芸品等産業後継者人材発掘業務委託企画審査会」(以下「審査会」という。)において、企画提案書の審査を行う。

(2) 審査会の開催は、web会議ツールにより、令和6年5月下旬～6月上旬に行う。

(3) 審査会の開催については参加申込書提出者あて別途通知する。

(4) プレゼンテーションの実施方法

① プレゼンテーションは提出書類により行い、資料の追加は認めない。

② 企画提案書提出者(以下「提案者」という。)が多数となった場合は、書類審査による第1次選考を実施する場合がある。

③ プレゼンテーションの時間は1事業者30分(プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分以内)の予定であるが、提案者数に応じて変更する場合がある。

(5) 評価は以下の審査項目により行う。なお、それぞれの項目の配点及び審査の視点については、【別添2】「企画提案評価基準」を確認すること。

① 業務遂行に対する評価

② 企画提案に対する評価

③ プログラム後のフォローアップ等

④ 工程管理

⑤ 経費積算の妥当性

(6) 上記評価基準に照らして採点し、評価が最も高い提案者1者(以下「最優秀提案者」という。)と次点の提案者1者(以下「次点者」という。)を選定する。ただし、提出されたすべての提案の内容について、契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀提案者を選定しない場合がある。

(7) 提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できる者であると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

(8) 提案者が無い場合には、本選定手続を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

7 企画提案書提出後のスケジュール(予定)

(1) 審査会の開催：令和6年5月下旬～6月上旬

(2) 審査結果通知：令和6年5月下旬～6月上旬

(3) 契約：令和6年6月中旬～下旬

8 委託契約に係る基本事項

- (1) 審査結果に基づき、最優秀提案者と業務委託締結に向けた手続きを行う。
- (2) 最優秀提案者と業務委託契約締結条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀提案者が応募に関する事項の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、次点者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (3) 提出期限後における提出書類の再提出、差替えは一切認めない。
- (4) 応募及び契約については、県の都合により事業停止する場合があります。
- (5) 参加申込書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面により「10 担当部局」に提出すること。

10 担当部局

山形県産業労働部県産品・貿易振興課 ふるさと産業振興担当

住 所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（県庁8階）

電 話：023-630-2498 F A X：023-630-3371

メール：ykensanbo#pref.yamagata.jp

※上記「#」の部分を「@」に変更し送信してください。